



発行 新潟県

号外 1

平成24年7月27日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

条 例

- 28 予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例 (行政改革推進室)
- 29 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (行政改革推進室)
- 30 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)
- 31 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)
- 32 法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (税務課)
- 33 新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例 (高齢福祉保健課)
- 34 新潟県あけぼの園条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)
- 35 新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例 (職業能力開発課)
- 36 新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (福利課)

本号で公布された主な条例のあらまし

◇予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例（新潟県条例第28号）

- 1 予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人
地方自治法施行令の規定に基づき、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定めることとしました。(第2条及び第3条関係)
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第30号）

- 1 特殊勤務手当の見直し
東日本大震災に対処するための災害応急作業手当の支給の要件等を見直すこととしました。(附則第2項～第4項関係)
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第31号）

- 1 職員を派遣することができる団体の追加
職員を派遣することができる団体に一般財団法人新潟県地域医療推進機構を追加することとしました。(第2条関係)
- 2 施行期日
この条例は、平成24年8月1日から施行することとしました。

◇法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第32号）

- 1 法人の県民税（法人税割）の税率の特例措置を講ずる期間の延長
法人の県民税（法人税割）の税率について、100分の5とするところを一定の要件を満たす法人等を除き100分の5.8とする特例措置を講ずる期間を、平成29年3月31日まで延長することとしました。(第2条関係)
- 2 産業立地促進地域内において事業用家屋を事業の用に供した法人等に対する不均一課税
産業立地促進地域内において一定の要件を満たした事業用家屋を新設し、又は増設して事業の用に供した法人等に対して、法人の県民税（法人税割）の税率を100分の5.4とする不均一課税を行うこととしました。(附則第8項～第12項関係)
- 3 施行期日
この条例は、平成24年8月1日から施行することとしました。

◇新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第33号）

- 1 指定居宅サービス事業者の指定の変更に係る手数料の新設
介護保険法の改正に伴い、特定施設入居者生活介護の利用定員を増加しようとする指定の変更に係る手数料を新たに規定することとしました。(別表関係)
- 2 施行期日
この条例は、平成24年10月1日から施行することとしました。

◇新潟県あけぼの園条例の一部を改正する条例（新潟県条例第34号）

- 1 指定管理者制度の導入
新潟県あけぼの園の管理を指定管理者に行わせることができることとするとともに、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準、指定管理者が行う業務の範囲等を定めることとしました。(第4条～第8条関係)
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第35号）

1 在校生となる者の追加

職業能力開発促進法施行規則の改正に伴い、在校生となる者に、検定職種に関し特定応用課程又は特定専門課程の高度職業訓練を受けている者を追加することとしました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例
- (2) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (7) 新潟県あけぼの園条例の一部を改正する条例
- (8) 新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (9) 新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

平成24年 7月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県条例第28号

予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第152条第1項第3号及び同条第4項第2号の規定に基づき、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定めるものとする。

(令第152条第1項第3号の条例で定める法人)

第2条 令第152条第1項第3号の条例で定める法人は、県又は県及び1若しくは2以上の同項第2号に掲げる法人(同条第2項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。)が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

(令第152条第4項第2号の条例で定める法人)

第3条 令第152条第4項第2号の条例で定める法人は、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条及び第3条の規定は、これらの規定に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のこの条例の施行の日前の直近に終了した事業年度(以下「直近の事業年度」という。)以後の事業年度に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定による同項の書類(直近の事業年度に係るものについては、令第173条第1項に規定するものうち、決算に関するものに限る。)の作成及び議会への提出について適用する。

新潟県条例第29号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号（以下「移動別表細目項等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号（以下「移動後別表細目項等」という。）が存在する場合には当該移動別表細目項等を当該移動後別表細目項等とし、移動別表細目項等に対応する移動後別表細目項等が存在しない場合には当該移動別表細目項等（以下「削除別表細目項等」という。）を削り、移動後別表細目項等に対応する移動別表細目項等が存在しない場合には当該移動後別表細目項等を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項及び号の表示並びに削除別表細目項等を除く。）を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後		改正前																					
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）																					
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)																					
(3) 県民生活・環境部関係		(3) 県民生活・環境部関係																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) (略) <u>(3) 法第46条の2第1項の規定による命令</u> <u>(4) 法第46条の2第2項の規定による損失の補償</u></td> <td>聖籠町及び湯沢町</td> </tr> <tr> <td><u>2</u> (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>3</u> (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) (略) (略)</td> <td>聖籠町及び湯沢町</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	1 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) (略) <u>(3) 法第46条の2第1項の規定による命令</u> <u>(4) 法第46条の2第2項の規定による損失の補償</u>	聖籠町及び湯沢町	<u>2</u> (略)	(略)	<u>3</u> (略)	(略)	4 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) (略) (略)	聖籠町及び湯沢町	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) (略)</td> <td><u>各市、聖籠町及び湯沢町</u></td> </tr> <tr> <td>2 電気用品安全法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第46条の2第1項の規定による命令 (2) 法第46条の2第2項の規定による損失の補償</td> <td>各市（加茂市を除く）、聖籠町及び湯沢町</td> </tr> <tr> <td><u>3</u> (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>3の2</u> (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) (略) (略)</td> <td><u>各市、聖籠町及び湯沢町</u></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	1 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) (略)	<u>各市、聖籠町及び湯沢町</u>	2 電気用品安全法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第46条の2第1項の規定による命令 (2) 法第46条の2第2項の規定による損失の補償	各市（加茂市を除く）、聖籠町及び湯沢町	<u>3</u> (略)	(略)	<u>3の2</u> (略)	(略)	4 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) (略) (略)	<u>各市、聖籠町及び湯沢町</u>
事 務	市町村																						
1 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) (略) <u>(3) 法第46条の2第1項の規定による命令</u> <u>(4) 法第46条の2第2項の規定による損失の補償</u>	聖籠町及び湯沢町																						
<u>2</u> (略)	(略)																						
<u>3</u> (略)	(略)																						
4 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) (略) (略)	聖籠町及び湯沢町																						
事 務	市町村																						
1 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) (略)	<u>各市、聖籠町及び湯沢町</u>																						
2 電気用品安全法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第46条の2第1項の規定による命令 (2) 法第46条の2第2項の規定による損失の補償	各市（加茂市を除く）、聖籠町及び湯沢町																						
<u>3</u> (略)	(略)																						
<u>3の2</u> (略)	(略)																						
4 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) (略) (略)	<u>各市、聖籠町及び湯沢町</u>																						
(4) 防災局関係		(4) 防災局関係																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</td> <td>三条市</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		5 ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	三条市												
事 務	市町村																						
(略)																							
事 務	市町村																						
(略)																							
5 ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	三条市																						

<p>5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。） (1)～(53) (略)</p> <p>(54) (略) (55) (略) (56) (略) (57) (略) (58) (略) (59) (略) (60) (略) (61) (略)</p>	(略)	<p>(1) 法第46条第1項の規定による報告の徴収 (2) 法第47条第1項の規定による立入検査 (3) 法第47条の2第1項の規定による命令 (4) ガス事業法施行令（昭和29年政令第68号）第12条第2項の規定による報告</p>													
<p>6 (略)</p>	(略)	<p>6 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。） (1)～(53) (略) (54) <u>法第83条の2第1項の規定による命令</u> (55) <u>法第83条の2第2項の規定による損失の補償</u> (56) (略) (57) (略) (58) (略) (59) (略) (60) (略) (61) (略) (62) (略) (63) (略)</p>	(略)												
<p>7 (略)</p>	(略)	<p>7 (略)</p>	(略)												
<p>8 (略)</p>	(略)	<p>8 (略)</p>	(略)												
<p>(5) (略)</p>		<p>(5) (略)</p>													
<p>(6) 産業労働観光部関係</p>		<p>(6) 産業労働観光部関係</p>													
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">事</th> <th style="width: 50%;">務</th> <th style="width: 50%;">市町村</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	事	務	市町村	(略)				<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">事</th> <th style="width: 50%;">務</th> <th style="width: 50%;">市町村</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	事	務	市町村	(略)			
事	務	市町村													
(略)															
事	務	市町村													
(略)															
		<p>6 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第4条第1項の規定による商店街整備計画の認定 (2) 法第4条第2項の規定による店舗集団化計画の認定 (3) 法第4条第3項の規定による共同店舗等整備計画の認定 (4) 法第4条第6項の規定による商店街整備等支援計画の認定</p>	<p>新 潟 市、三 条市、十日町市、村上市、五 泉 市、阿 賀 野 市、佐 渡市、南魚沼</p>												

<p>(略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 土木部関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>15の2 被災市街地復興特別措置法 (平成7年法律第14号。以下この項 において「法」という。)に基づく事 務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) (略)</td> <td>聖籠町 及び湯 沢町</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>16 特定優良賃貸住宅の供給の促進に 関する法律(平成5年法律第52号。 以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるも の (1)～(10) (略)</td> <td>湯沢町</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		15の2 被災市街地復興特別措置法 (平成7年法律第14号。以下この項 において「法」という。)に基づく事 務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) (略)	聖籠町 及び湯 沢町	(略)		16 特定優良賃貸住宅の供給の促進に 関する法律(平成5年法律第52号。 以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるも の (1)～(10) (略)	湯沢町	(略)		<p>(5) 法第4条第8項(中小小売商業 振興法施行令(昭和48年政令第286 号。以下この項において「政令」 という。)第9条第3項において準 用する場合を含む。)の規定による 協議</p> <p>(6) 法第13条第1項の規定による報 告の徴収</p> <p>(7) 政令第9条第1項の規定による 変更の認定</p> <p>(8) 政令第9条第2項の規定による 認定の取消し</p> <p>6の2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 土木部関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>15の2 被災市街地復興特別措置法 (平成7年法律第14号。以下この項 において「法」という。)に基づく事 務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) (略)</td> <td>三 条 市、十 日 町 市、阿 賀 野 市、佐 渡市、 胎 内 市、聖 籠町及 び湯沢 町</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>16 特定優良賃貸住宅の供給の促進に 関する法律(平成5年法律第52号。 以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるも の (1)～(10) (略)</td> <td>長 岡 市、三 条市、 十日町 市、糸 魚 川 市、上 越市、 佐渡市 及び湯 沢町</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		15の2 被災市街地復興特別措置法 (平成7年法律第14号。以下この項 において「法」という。)に基づく事 務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) (略)	三 条 市、十 日 町 市、阿 賀 野 市、佐 渡市、 胎 内 市、聖 籠町及 び湯沢 町	(略)		16 特定優良賃貸住宅の供給の促進に 関する法律(平成5年法律第52号。 以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるも の (1)～(10) (略)	長 岡 市、三 条市、 十日町 市、糸 魚 川 市、上 越市、 佐渡市 及び湯 沢町	(略)	
事 務	市町村																								
(略)																									
15の2 被災市街地復興特別措置法 (平成7年法律第14号。以下この項 において「法」という。)に基づく事 務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) (略)	聖籠町 及び湯 沢町																								
(略)																									
16 特定優良賃貸住宅の供給の促進に 関する法律(平成5年法律第52号。 以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるも の (1)～(10) (略)	湯沢町																								
(略)																									
事 務	市町村																								
(略)																									
15の2 被災市街地復興特別措置法 (平成7年法律第14号。以下この項 において「法」という。)に基づく事 務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) (略)	三 条 市、十 日 町 市、阿 賀 野 市、佐 渡市、 胎 内 市、聖 籠町及 び湯沢 町																								
(略)																									
16 特定優良賃貸住宅の供給の促進に 関する法律(平成5年法律第52号。 以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるも の (1)～(10) (略)	長 岡 市、三 条市、 十日町 市、糸 魚 川 市、上 越市、 佐渡市 及び湯 沢町																								
(略)																									

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第30号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例（平成12年新潟県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(災害応急作業手当)</p> <p>第5条 災害応急作業手当は、地域振興局に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。</p> <p>(1) 水防法（昭和24年法律第193号）<u>第17条</u>の規定に基づき水防団及び消防機関が出動して行う応急措置の実施についての必要な指示、<u>同法第29条</u>に規定する立退きの指示、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条に規定する立退きの指示その他の現地において行う指導作業</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(東日本大震災に対処するための手当の特例)</p> <p>2 職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業手当を支給する。</p> <p>(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、<u>帰還困難区域</u>に設定することとされた区域において行う作業</p> <p>(2) 本部長指示により、<u>居住制限区域</u>に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) <u>前2号の作業が行われる区域に準ずる区域として人事委員会規則で定める区域</u>において行う作業（前2号に掲げるものを除く。）</p>	<p style="text-align: center;">(災害応急作業手当)</p> <p>第5条 災害応急作業手当は、地域振興局に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。</p> <p>(1) 水防法（昭和24年法律第193号）<u>第10条の5</u>の規定に基づき水防団及び消防機関が出動して行う応急措置の実施についての必要な指示、<u>同法第22条</u>に規定する立退きの指示、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条に規定する立退きの指示その他の現地において行う指導作業</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(東日本大震災に対処するための手当の特例)</p> <p>2 職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業手当を支給する。</p> <p>(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、<u>同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域</u>に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業</p> <p>(2) 本部長指示により、<u>居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるもの</u>において行う作業（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) <u>本部長指示により、居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域の</u></p>

3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、6,600円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

4 (略)

5 (略)

うち人事委員会規則で定めるもののそれぞれの屋外において行う作業（前2号に掲げるものを除く。）

3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次のとおりとする。

作業の区分		手当の額
前項第1号に掲げる作業	屋外において行う場合	10,000円（心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、20,000円）
	屋内において行う場合	2,000円
前項第2号に掲げる作業	屋外において行う場合	5,000円
	屋内において行う場合	1,000円
前項第3号に掲げる作業		2,500円

4 前項の規定にかかわらず、同一の日に、第40条第1項第2号に掲げる作業に従事した場合（当該作業が同条第2項に規定する人事委員会規則で定める著しく危険である作業に該当する場合又は当該作業が同項に規定する人事委員会規則で定める著しく危険である区域で行われた場合に限る。）において、当該作業に係る手当を支給するときの第2項の手当の額は、前項に定める額から840円を減じた額とする。

5 (略)

6 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第31号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年新潟県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改正後	改正前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(10)の2</u> <u>一般財団法人新潟県地域医療推進機構</u> <u>(平成24年4月17日に一般財団法人新潟県地域医療推進機構という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p><u>(10)の3</u> (略)</p> <p>(11)～(24) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(10)の2 (略)</p> <p>(11)～(24) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、平成24年8月1日から施行する。

新潟県条例第32号

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(法人税割の税率の特例)</p> <p>第2条 昭和50年8月1日から平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割及び平成29年3月31日までの間に開始する各連結事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）分の法人税割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（産業立地促進地域内において事業用家屋を事業の用に供した法人等に対する不均一課税）</u></p> <p>8 <u>知事は、県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号。以下「産業立地促進条例」という。）第2条第1項に規定する産業立地促進地域内において、事業の用に供する家屋（平成24年8月1日から平成26年3月31日までの間に新設又は増設に着手し、平成29年3月31日までに当該事業の用に供したもので、当該家屋その他新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号。以下「産業立地促進条例施行規則」という。）で定める資産の取得価額の合計額が1億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）であつて産業立地促進条例施行規則で定めるものの数（以下「増加雇用者数」という。）が3人以上となるもののうち産業立地促進条例施行規則で定める基準に適合するものに限る。以下「事業用家屋」という。）を新設し、又は増設したものに</u>対する次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額を、第2条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とすることができる。</p> <p><u>(1) 増加雇用者数が10人未満となる事業用家屋を新設し、又は増設した法人 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から3年以内（当該期間の末日が平成29年3月31日後である場合には、同日</u></p>	<p style="text-align: center;">(法人税割の税率の特例)</p> <p>第2条 昭和50年8月1日から平成24年7月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割及び平成24年7月31日までの間に開始する各連結事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）分の法人税割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 （略）</p>

<p><u>の属する事業年度又は連結事業年度の末日まで)</u></p> <p><u>(2) 増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を新設し、又は増設した法人 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から6年以内 (当該期間の末日が平成29年3月31日後である場合には、同日の属する事業年度又は連結事業年度の末日まで)</u></p> <p><u>9 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、平成24年4月1日から平成26年3月31日までに事業用地 (産業立地促進条例第4条に規定する事業用地をいう。)を取得し、又は借り受けていたものについては、前項の規定中「平成24年8月1日から平成26年3月31日まで」とあるのは、「平成24年8月1日から平成28年3月31日まで」と読み替えて、同項の規定を適用する。</u></p> <p><u>10 前2項の規定は、産業立地促進条例第5条に掲げる事業である場合に限り、適用する。</u></p> <p><u>11 第8項又は第9項の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人は、規則で定めるところにより、知事に申告しなければならない。</u></p> <p><u>12 知事は、第8項又は第9項の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受ける法人に対し、必要な事項について報告を求めることができる。</u></p>	
---	--

附 則

この条例は、平成24年8月1日から施行する。

新潟県条例第33号

新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県介護保険法関係手数料条例（平成10年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動別表項」という。）を当該移動別表項に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
(手数料の納入方法)			(手数料の納入方法)		
<p>第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表1の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料及び同表21の項に規定する手数料並びに第2条の2第1項の規定により指定試験実施機関に納めるもの及び第2条の3第1項の規定により指定研修実施機関に納めるものにあつては、この限りでない。</p>			<p>第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表1の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料及び同表20の項に規定する手数料並びに第2条の2第1項の規定により指定試験実施機関に納めるもの及び第2条の3第1項の規定により指定研修実施機関に納めるものにあつては、この限りでない。</p>		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を納めなければならない者	名称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名称	手数料の額
(略)			(略)		
7 法第70条の2第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者（19の項第2号に規定する場合に係る指定を併せて受けようとする者を除く。）	(略)	(略)	7 法第70条の2第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者（18の項第2号に規定する場合に係る指定を併せて受けようとする者を除く。）	(略)	(略)
8 法第70条の3第1項の規定により特定施設入居者生活介護に係る法第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の変更（利用定員を増加しようとするものに限る。）を受けようとする者	指定居宅サービス事業者指定変更手数料	1件につき 17,200円			
<u>9</u> (略)			<u>8</u> (略)		
<u>10</u> (略)			<u>9</u> (略)		
<u>11</u> (略)			<u>10</u> (略)		
<u>12</u> (略)			<u>11</u> (略)		
<u>13</u> (略)			<u>12</u> (略)		
<u>14</u> (略)			<u>13</u> (略)		
<u>15</u> (略)			<u>14</u> (略)		
<u>16</u> (略)			<u>15</u> (略)		
<u>17</u> (略)			<u>16</u> (略)		
<u>18</u> (略)			<u>17</u> (略)		

<u>19</u> (略)	<u>18</u> (略)
<u>20</u> (略)	<u>19</u> (略)
<u>21</u> (略)	<u>20</u> (略)
<u>22</u> (略)	<u>21</u> (略)
<u>23</u> (略)	<u>22</u> (略)
備考 21の項の介護サービス情報を公表される者が複数の介護サービスを同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に提供している場合は、当該複数の介護サービスに係る介護サービス情報の公表を1件の公表とみなす。	備考 20の項の介護サービス情報を公表される者が複数の介護サービスを同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に提供している場合は、当該複数の介護サービスに係る介護サービス情報の公表を1件の公表とみなす。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

新潟県条例第34号

新潟県あけぼの園条例の一部を改正する条例

新潟県あけぼの園条例（昭和39年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前				
<p style="text-align: center;">(設置等)</p> <p>第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第83条第2項の規定に基づき、18歳以上の知的障害者を入所させ、保護するとともにその更生に必要な指導訓練を行うため、<u>新潟県あけぼの園</u>（以下「あけぼの園」という。）を<u>長岡市柿町</u>に置く。</p> <p>2 <u>あけぼの園</u>は、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所及び同条第11項に規定する施設入所支援に限る。以下「障害福祉サービス」という。）を行う。</p> <p style="text-align: center;">(入所の承認)</p> <p>第2条 <u>あけぼの園</u>に入所しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>第3条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 <u>あけぼの園の管理は、知事が指定する社会福祉法人（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により指定管理者にあけぼの園の管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 <u>指定管理者による管理の場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>障害福祉サービスの実施に関する業務</u></p> <p>(2) <u>第2条に規定する入所の承認に関する業務</u></p> <p>(3) <u>あけぼの園の施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p>	<p style="text-align: center;">(設置等)</p> <p>第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第83条第2項の規定に基づき、18歳以上の知的障害者を入所させ、保護するとともにその更生に必要な指導訓練を行うため、<u>次のとおり障害者支援施設</u>（以下「施設」という。）を置く。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県あけぼの園</td> <td style="text-align: center;">長岡市柿町</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>施設</u>は、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所及び同条第11項に規定する施設入所支援に限る。以下「障害福祉サービス」という。）を行う。</p> <p style="text-align: center;">(入所の承認)</p> <p>第2条 <u>施設</u>に入所しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>第3条 (略)</p>	名 称	位 置	新潟県あけぼの園	長岡市柿町
名 称	位 置				
新潟県あけぼの園	長岡市柿町				

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(利用料金)

第6条 指定管理者による管理の場合には、第3条の規定は、適用しない。

2 指定管理者による管理の場合には、第3条第1項の表の左欄に掲げる者は、その料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

4 利用料金の額は、第3条第1項及び第2項に規定する額とする。

5 前項の規定によるほか、指定管理者は、必要があると認める場合には、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を定めることができる。

(指定管理者の指定)

第7条 第4条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切なあけぼの園の管理を行うことができると認める者を指定管理者として指定するものとする。

(1) あけぼの園の運営において、知的障害者の平等利用が確保されること。

(2) 法その他の関係法令の規定を遵守してあけぼの園の管理を行うことができること。

(3) あけぼの園の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。

(4) あけぼの園の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(指定管理者の告示)

第8条 知事は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、あけぼの園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(知事への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条及び第4条の改正並びに第4条を第9条とし、同条の前に5条を加える改正（第7条及び第8条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

新潟県条例第35号

新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（手数料の納入方法）</p> <p>第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、<u>第3条第1項</u>の規定により協会に納めるものにあつては、この限りでない。</p> <p>別表（第2条関係） （略）</p> <p>備考 在校生とは、省令第64条の4第3項第1号から第3号まで、<u>第3号の3</u>、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。</p>	<p>（手数料の納入方法）</p> <p>第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、<u>前条第1項</u>の規定により協会に納めるものにあつては、この限りでない。</p> <p>別表（第2条関係） （略）</p> <p>備考 在校生とは、省令第64条の4第3項第1号から第3号まで、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第36号

新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年新潟県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事	市町村	事	市町村
(略)		(略)	
2 児童手当法(昭和46年法律第73号。 以下この項において「法」という。)に 基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)	2 児童手当法(昭和46年法律第73号。 以下この項において「法」という。)に 基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)
(1) (略)		(1) (略)	
(2) <u>法第26条第3項</u> の規定による届 出及び書類の受理		(2) <u>法第26条第2項</u> の規定による届 出及び書類の受理	
(略)		(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。